【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第98期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社パイオラックス

【英訳名】 PIOLAX, INC.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長 島津 幸彦【本店の所在の場所】横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地【電話番号】045(731)1211

【事務連絡者氏名】 経営管理部経理グループリーダー 郷原 慎一

【最寄りの連絡場所】横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地【電話番号】045(731)1211

【事務連絡者氏名】 経営管理部経理グループリーダー 郷原 慎一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第 1 四半期連結 累計期間	第98期 第 1 四半期連結 累計期間	第97期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	12,772	12,614	48,476
経常利益(百万円)	1,915	1,749	5,776
四半期(当期)純利益(百万円)	1,203	1,339	3,757
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,825	2,566	5,710
純資産額(百万円)	50,687	56,978	54,345
総資産額(百万円)	60,353	67,584	64,109
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	96.72	107.65	302.05
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	83.23	82.96	83.95

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については 記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、新政権の金融緩和等の各種政策による期待から、景気回復の兆しが見えてまいりましたが、中国経済の減速や欧州債務危機の問題等、依然として先行き不透明な状況が続いております

当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましては、エコカー補助金終了等による国内生産の減少により、国内生産台数は2,289千台と前年同期比7.5%の減少となりました。

このような需要環境のもと当社グループといたしましては、お取引先からのニーズを確実に捕捉し、グローバルに拡販活動を継続的に推進いたしましたが、連結売上高は12,614百万円と、前期比157百万円(1.2%)の減収となりました。

一方利益面におきましては、より一層の合理化を推進いたしましたが主に減収になったことにより、連結営業利益は1,509百万円(前期比11.7%減)、連結経常利益は1,749百万円(前期比8.7%減)、連結四半期純利益は受取補償金を334百万円特別利益として計上したことにより1,339百万円(前期比11.3%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(自動車関連等)

グローバルに拡販活動を積極的に推進いたしましたが、売上高は11,829百万円(前期比1.7%減)となりました。一方利益面においては、収益改善活動を推進いたしましたが、減収により営業利益は1,638百万円(前期比11.6%減)となりました。

(医療機器)

新製品の売上が順調に伸びた結果、売上高は785百万円(前期比7.2%増)となり、増収および経費節減効果から、営業利益も38百万円(前期比262.3%増)と増収増益となりました。

財政状態は、次のとおりであります。

当第1四半期末の資産合計は、現金及び預金、受取手形及び売掛金、有形固定資産の増加等により3,474百万円増加し、67,584百万円となりました。

負債合計は、買掛金の増加等により841百万円増加し、10,605百万円となりました。

純資産合計は、利益剰余金、為替換算調整勘定の増加等により2,632百万円増加し、56,978百万円となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。 なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等 (会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、提案に応じるか否かの判断については、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、これらを一概に否定すべきではないと考えております。しかしながら、株式市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為が強行されることもあります。当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える利害関係者(ステークホルダー)との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる意向を有する者であることが、株主共同の利益に資すると考えております。従いまして、当社は、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様が当社の株式に中長期的に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる目的で、「経営の基本方針」、「中長期的な経営戦略」および「コーポレート・ガバナンスの取組み」の施策、を実行しております。当社は、これらの施策を通して企業価値および株主共同の利益を向上させ、ひいては当社の株式の価値に適正に反映されていくことが株主からの負託に応える経営の基本課題であると認識しております。

当社における会社の支配に関する基本方針は、上記の目的を達成するために、短期的利益だけを求めるような濫用的買収等の対象とされにくい株式会社を構築することを目指すものであります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため の取組み

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本対応策」といいます。)は、当社株式の大規模買付行為(注)が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付行為を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為につき評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間の経過後、もしくは対抗措置発動に関する株主総会決議後に大規模買付行為を開始するというものです。本対応策は、平成19年10月29日開催の取締役会において導入を決議し、平成24年6月27日開催の定時株主総会において継続の承認を得ております。

(注)特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。)

本対応策の概要は以下の通りです。

イ.特別委員会の設置

当社は、本対応策の具体的運用が適正に行われること、ならびに当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策をとる場合におけるその判断の客観性、公正さおよび合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置しております。

口. 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本対応策に従う旨の「買付意向表明書」をご提出いただきます。当該買付意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、本対応策に定める手続きを遵守する旨および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供していただく必要情報(以下「本必要情報」といいます。)を大規模買付者に交付します。

八.取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式を対象とする公開買付けの場合には60日間、または、上記 以外の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間および対抗措置発動の適否の判断をする期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、または後記「c.株主総会における決議」に記載された株主総会で対抗措置発動に係る議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

二.大規模買付行為がなされた場合の対応方針

a. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。

b. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合には、当社は原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。ただし、本対応策に定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置をとることがあります。

c. 株主総会における決議

当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、特別委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、具体的対抗措置の発動に関する議案を付議するものといたします。

ホ. 本対応策の有効期間、廃止および変更

本対応策の有効期間は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしております。ただし、本対応策はかかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものといたします。

上記 の取組みについての取締役会の判断および判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が「会社の支配に関する基本方針について」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- イ.本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保 又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。
- 口.本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもったものです。
- 八.本対応策は、有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものといたします。さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本対応策は、株主の合理的な意思が反映される仕組みとなっています。
- 二.当社は、本対応策における対抗措置の発動、または修正・変更等の運用に際して、対抗措置発動等を含む実質的な判断を客観的に行う諮問機関として特別委員会を設置しております。そのため、本対応策の運用に際しては、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、その判断の客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっており、特別委員会は、当社経営陣からの独立性が高い委員により構成されております。さらに、特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができます。
- ホ.本対応策は、前記「 二.大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ 定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当 社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- へ、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されております。したがって、本対応策はデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策は、スローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(3)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、166百万円であります。 なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	45,790,000	
計	45,790,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,084,700	13,084,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	13,084,700	13,084,700	-	-

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

	年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
7	P成25年4月1日			(, , , , , , ,	0.000	(, , , , , , , , , , , , , , , , ,	
2	~ P成25年 6 月30日		13,084,700		2,960		2,571

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	•	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 243,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,839,200	128,392	-
単元未満株式	普通株式 2,500	-	-
発行済株式総数	13,084,700	-	=
総株主の議決権	-	128,392	-

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

					1 12220 1 0 7 3 0 0 T 7 1 T
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
株式会社 パイオラックス	横浜市保土ヶ谷区 岩井町51番地	243,000	-	243,000	1.86
計	-	243,000	-	243,000	1.86

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,881	15,670
受取手形及び売掛金	10,626	11,522
有価証券	187	187
商品及び製品	3,264	3,150
仕掛品	1,245	1,393
原材料及び貯蔵品	1,341	1,349
その他	2,077	2,367
貸倒引当金	38	39
流動資産合計	33,584	35,600
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,398	4,479
機械装置及び運搬具(純額)	5,438	6,033
工具、器具及び備品(純額)	1,369	1,606
土地	4,722	4,738
リース資産 (純額)	80	80
建設仮勘定	1,497	1,582
有形固定資産合計	17,507	18,520
無形固定資産		
のれん	2 0	2 9
その他	608	657
無形固定資産合計	609	666
投資その他の資産		
投資有価証券	11,281	11,646
その他	1,126	1,149
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	12,408	12,796
固定資産合計	30,524	31,983
資産合計	64,109	67,584

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,127	2,440
短期借入金	625	681
未払法人税等	882	718
引当金	805	444
その他	2,829	3,769
流動負債合計	7,271	8,053
固定負債		
引当金	113	147
資産除去債務	18	18
その他	2,360	2,385
固定負債合計	2,492	2,551
負債合計	9,763	10,605
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,696	2,696
利益剰余金	49,325	50,322
自己株式	710	710
株主資本合計	54,273	55,270
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	863	893
為替換算調整勘定	1,314	93
その他の包括利益累計額合計	451	799
少数株主持分	523	908
純資産合計	54,345	56,978
負債純資産合計	64,109	67,584

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】【四半期連結損益計算書】【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	12,772	12,614
売上原価	9,254	9,223
売上総利益	3,517	3,391
販売費及び一般管理費	1,807	1,881
営業利益	1,709	1,509
営業外収益		
受取利息	4	7
受取配当金	12	15
持分法による投資利益	147	142
その他	74	84
営業外収益合計	239	250
営業外費用		
支払利息	4	1
為替差損	9	-
固定資産廃棄損	3	1
賃貸収入原価	2	2
その他	13	5
営業外費用合計	33	10
経常利益	1,915	1,749
特別利益		
受取補償金	<u> </u>	1 334
特別利益合計		334
税金等調整前四半期純利益	1,915	2,083
法人税等	687	737
少数株主損益調整前四半期純利益	1,228	1,345
少数株主利益	25	6
四半期純利益	1,203	1,339

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,228	1,345
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	106	0
為替換算調整勘定	715	1,054
持分法適用会社に対する持分相当額	11	166
その他の包括利益合計	597	1,220
四半期包括利益	1,825	2,566
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,770	2,590
少数株主に係る四半期包括利益	55	23

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適 用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当第1四半期連結会計期間末日満期手形

当第1四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の当第1四半期連結会計期間末日満期手形が当第1四半期連結会計期間末残高に含まれております。

7775		
前連結会計年度		当第 1 四半期連結会計期間
	(平成25年3月31日)	(平成25年6月30日)
受取手形	109百万円	

2 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。

なお、相殺前の金額は次のとおりです。

0: 0F / 1H 0X 133 -F ALL HX	,	
前連結会計年度		当第1四半期連結会計期間
	(平成25年3月31日)	(平成25年6月30日)
のれん	2百万円	11百万円
負ののれん	2百万円	2百万円

(四半期連結損益計算書)

1 受取補償金は、福島第一原子力発電所事故に伴い発生した当社所有の金型の代替品製造等に関する損害について、当社が当該金型を貸与していた外注業者が東京電力㈱から受け取った和解金のうち、損害額の当社負担に応じた受取額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額、負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成24年6月30日)	至 平成25年6月30日)
減価償却費	622百万円	632百万円
のれんの償却額	0百万円	0百万円
負ののれんの償却額	0百万円	0百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	224	17.5	平成24年3月31日	平成24年 6 月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	353	27.5	平成25年3月31日	平成25年 6 月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高 外部顧客に対する売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,039	732 -	12,772
計	12,039	732	12,772
セグメント利益	1,854	10	1,865

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

(12:4/313/		
利益	金額	
報告セグメント計	1,865	
全社費用(注)	164	
セグメント間取引消去	12	
その他の調整額	3	
連結損益計算書の営業利益	1,709	

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 重要な該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高 外部顧客に対する売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	11,829	785 -	12,614
計	11,829	785	12,614
セグメント利益	1,638	38	1,677

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

(:	
利益	金額
報告セグメント計	1,677
全社費用(注)	177
セグメント間取引消去	12
その他の調整額	3
連結損益計算書の営業利益	1,509

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 重要な該当事項はありません。

(企業結合等関係)

重要な該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成24年6月30日)	至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	96.72円	107.65円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,203	1,339
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,203	1,339
期中平均株式数 (千株)	12,438	12,438

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社パイオラックス(E01438) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

株式会社パイオラックス 取締役 会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定有限責任社員 公認会計士 谷口公 一 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイオラックスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。